

## 第43号議案

### 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第1条 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の承認を受けて」を「に協議して」に改め、同条第4項中「前2項の承認又は」を「第2項の規定により協議しようとする者又は前項の」に改め、「記載した」の次に「協議書又は」を加え、同条第5項中「前項の」の次に「協議書又は」を加え、同条第6項中「承認又は」を「規定により協議した者又は」に、「の承認を受けなければ」を「に協議しなければ」に改め、同条第7項中「承認」を「規定により協議しようとする者」に改め、「記載した」の次に「協議書又は」を加え、同条第8項中「前項の」の次に「協議書又は」を加える。

第7条の3第1項中「)が」の次に「市町村である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が市町村以外の法人である場合にあっては」を加える。

第7条の5第1項中「第7条第2項の承認又は同条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「第7条第2項の承認又は同条第3項」を「第7条第3項」に、「当該承認又は」を「当該」に改める。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「の承認を受けて」を「に協議して」に改める。

(島根県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第3条 島根県希少野生動植物の保護に関する条例(平成22年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
( 鳥根県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置 )
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥根県立自然公園条例(以下「旧自然公園条例」という。)第7条第2項の承認を受けようとしている者の同条第4項の申請書及び同条第5項の規定による添付書類は、第1条の規定による改正後の鳥根県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第7条第4項の協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧自然公園条例第7条第6項の承認を受けようとしている者の同条第7項の申請書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類は、新自然公園条例第7条第7項の協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。